

1-3 規則様式

別記様式第1号(その1)(第6条関係)

公共的施設事前協議書(建築物)

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所
氏名 ㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号() ー

人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条の規定により、次のとおり公共的施設の新築等の内容について協議します。

1	施設の名称					
2	施設の所在地					
3	主要な用途					
4	工事の種類 新築・増築・改築・用途の変更					
5	構造・階数 造(一部 造)・地上 階・地下 階					
6	規 模 等 訳	公 共 的 施 設		新築等部分	既存部分	合 計
		用途()	m ²	m ²	m ²	
		用途()	m ²	m ²	m ²	
		用途()	m ²	m ²	m ²	
		用途()	m ²	m ²	m ²	
		公共的施設以外の用途()		m ²	m ²	m ²
延べ床面積	共同住宅にあっては、延べ床面積のほか、戸数を()に記入すること		m ² (戸)	m ² (戸)	m ² (戸)	
7	確認申請予定日 年 月 日					
8	工事着手予定日 年 月 日					
9	工事完了予定日 年 月 日					
10	連絡先 所在地、事務所等の名称及び担当者名					
	電話番号	() ー	FAX番号	() ー		
※	受付欄		※	処理欄		

- 備考 1 届出の対象となる建築物が2棟以上ある場合は、各棟ごとに作成してください。
 2 「4 工事の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 3 「10 連絡先」の欄には、この公共的施設事前協議書に関する問い合わせ先(設計事務所等)を記入してください。
 4 ※印の欄には、記入しないでください。
 5 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第6条第2項に規定する書類を添付してください。

様式第1号（その2）（第6条関係）

公共的施設事前協議書（建築物以外）

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条の規定により、次のとおり公共的施設の新築等の内容について協議します。

1	施設の名称				
2	施設の所在地				
3	施設の種類	道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場			
4	工事の種類別	新設 ・ 増築 ・ 改築			
5	規 模				
6	確認申請予定日	年 月 日			
7	工事着手予定日	年 月 日			
8	工事完了予定日	年 月 日			
9	連 絡 先	所在地、事務所等の 名称及び担当者名			
		電話番号	（ ） —	FAX番号	（ ） —
※ 受 付 欄			※ 処 理 欄		

- 備考1 「3 施設の種類の」欄及び「4 工事の種類別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「5 規模」の欄には、道路にあつては延長距離を、公園等にあつては敷地面積を、路外駐車場にあつては駐車のに供する部分の面積を記入してください。
 3 「9 連絡先」の欄には、この公共的施設事前協議書に関する問い合わせ先（設計事務所等）を記入してください。
 4 ※印の欄には、記入しないでください。
 5 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第6条第2項に規定する書類を添付してください。

1-3 規則様式

様式第2号（その1）（第6条、第8条、第10条、第11条関係）

整備項目表（建築物）

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
記 入 方 法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所的位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「レ」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「／」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

1 移動等円滑化経路

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※
(1) 経路		ア 道等から利用居室までの経路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		イ 車いす使用者用便房から利用居室までの経路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		ウ 車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		エ 道等から公共用歩廊までの経路 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 階段又は段	階段又は段を設けない（注1）	<input type="checkbox"/> 有 傾斜路 エレベーター 昇降機（ ） <input type="checkbox"/> 無		

（注1）傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。

2 移動等円滑化経路を構成する出入口

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※
(1) 幅は、80cm以上		cm		
(2) 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない。				

3 移動等円滑化経路を構成する廊下等

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※
(1) 幅は、120cm以上		cm		
(2) 末端部分及び50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 移動等円滑化経路出入口及びエレベーターの出入口に接する部分は水平とする。				
(4) 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない。				

4 移動等円滑化経路を構成する傾斜路

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 幅は、120cm（段に併設する場合は、90cm）以上		(併設) cm cm		
(2) 勾配は、1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）以下		高さ 勾配 1/ cm		
(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		高さ 踏幅 cm cm		

5 移動等円滑化経路を構成するエレベーター等

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) エレベーターの構造		かごの平面形状は、車いすの転回に支障がない		
		かごの幅は140 cm 以上	cm	
(2) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター昇降機	ア 特殊な構造又は使用形態	(ア) 平成12年建設省告示1413号第1第9号に規定する構造		
		(イ) かごの幅は70cm、かつ、奥行きは120 cm以上	幅 奥行き cm cm	
		(ウ) 車いす使用者がかご内で方向を変更することができる幅及び奥行きの確保		
		イ エスカレーターは平成12年建設省告示1417号第1ただし書きに規定する構造		

6 移動等円滑化経路を構成する敷地内通路

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※	
(1) 敷地内通路		ア 幅は120cm以上	cm		
		イ 踊場の設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		ウ 50m以内ごとに車いす転回スペースの確保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
		エ 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ前後に高低差がない。			
		オ 傾斜路	(ア) 幅は、120cm（段に併設する場合は、90cm）以上	(併設) cm cm	
			(イ) 勾配は、1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）以下	高さ 勾配 1/ cm	
			(ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ 踏幅 cm cm	

1-3 規則様式

(2) 敷地内の通路が地形の特殊性による読替（「当該公共的施設の車寄せ」の有無）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
--	--	--	--

7 出入口

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置を講じている。		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

8 廊下等

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		/		
(2) 階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設（注2）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注2）利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。また、勾配が1/20以下、高さ16cm以下で、勾配1/12以下のもの又は自動車車庫に設けるものを除く。

9 階段

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 手すりの設置（踊場を除く）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 主たる階段は、回り階段でない。		/		
(3) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		/		
(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。		/		
(5) つまづきの原因となるものを設けない		/		
(6) 階段又は傾斜路の上端に近接する踊場の部分には視覚障がい者に対し警告を行うための点状ブロック等を敷設（注3）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注3）利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。また、自動車車庫に設けるもの及び段がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。

10 傾斜路

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分への手すりの設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ				
(3) 踊場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。				
(4) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には視覚障がい者に対し警告を行うための点状ブロック等を敷設（注4）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注4）利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。また、勾配が1/20以下又は高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜がある部分の上端に近接するもの、自動車車庫に設けるもの及び傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものを除く。

11 エレベーター

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) かごは、利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設又は授乳及びおむつ交換場所がある階並びに地上階に停止する。				
(2) かごの奥行きは、135cm以上		cm		
(3) かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(4) かご内に、到着階及び出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(5) かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上		cm		
(6) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(7) かご内及び乗降ロビーに、視覚障がい者が円滑に操作できる点字や浮き彫り、音による案内等の制御装置（注5）の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(8) 乗降ロビーは高低差がなく、幅及び奥行きは150cm以上		高低差 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 幅 cm 奥行 cm		
(9) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置（注6）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(10) エレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注5）車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合においては、当該その他の位置に設けるものに限る。

（注6）かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合を除く。

1-3 規則様式

12 便所

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
車いす使用者用便所の設置（注7）			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(1) 車いす使用者用便所の構造	ア 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 腰掛便座、手すり等の配置				
	ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ				
(2) 人工肛門及び人工膀胱保有者のための洗浄設備			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さ35cm以下）その他これらに類する小便器の設置			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(4) 出入口の幅は80cm以上				cm	
(5) 出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。					
(6) 便所の出入り口又はその付近に、その旨を示す標示			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注7）男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

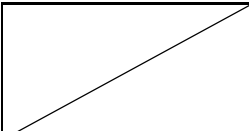
13 駐車場

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置（注8）			ヶ所		
(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	ア 1の項の駐車場出入口からの経路の距離ができるだけ短くなる位置への設置				
	イ 幅は、350cm以上		幅	cm	
	ウ 車いす使用者用駐車施設の付近に、その旨を示す標示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

（注8）駐車場の全駐車台数が200以下の場合においては当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合においては当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。

14 敷地内の通路

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
(1) 表面は、粗面で滑りにくい材料で仕上げ					
(2) 段の構造	ア 手すりの設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。				
	ウ つまづきの原因となるものを設けない				
(3) 敷地内の通路に設けられる傾斜路の構造	ア 手すりの設置（注9）		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

	イ 前後の通路との色の明度、色合又は彩度の差が大きいことにより段を識別しやすい。			
--	--	--	--	--

(注9) 勾配が1/20以下、高さ16cm以下、かつ、勾配1/12以下のものは除く。

15 客席及び観覧席 (注10)

整備基準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 固定式の客席又は観覧席を設ける場合は、車いす使用者用席を1以上設置			ヶ所		
(2) 車いす使用者用席の構造	ア 幅は85cm以上、奥行きは110cm以上		幅 cm 奥行き cm		
	イ 床は、水平とする。				
(3) 室の移動等円滑化経路を構成する出入口から車いす使用者用席に至る1以上の通路の構造	ア 幅は、120cm以上		cm		
	イ 傾斜路及び踊場の構造 (ア) 幅は、120cm (段に併設する場合は、90cm) 以上		(併設) cm cm		
	(イ) 勾配は、1/12 (高さ16cm以下の場合、1/8) 以下		高さ 勾配 1/		
	(ウ) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		高さ 踏幅 cm cm		

(注10) 興行施設、集会施設及び体育施設に限る。

16 客室 (注11)

整備基準		図面番号等	内 容	適否	※
(1) 車いす使用者用客室の設置			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 車いす使用者用客室の構造	ア 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上	cm		
		(イ) 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造			
		(ウ) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。			
		(エ) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。			
	イ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保				
	ウ 光等による非常警報装置の設置		<input type="checkbox"/> 光 <input type="checkbox"/> その他 ()		
エ 便所	車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保				
	腰掛便座、手すり等の配置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ				

1-3 規則様式

オ 浴 室	出入口の幅は80cm以上		cm		
	出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。				
	(7) 出入口の構造	幅は、80cm以上	cm		
		戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造			
		全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。			
		自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置を講じている。			
	(イ) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保		<input type="checkbox"/> 十分な床面積の確保 <input type="checkbox"/> 浴槽 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> その他 ()		
	(ウ) 浴槽、シャワー、手すりの適切な配置				
	(エ) 車いす使用者が円滑に利用できる浴槽の高さ(40cm程度)		cm		
	(オ) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ				
(カ) 操作が容易な1以上の水栓器具の設置			<input type="checkbox"/> レバー式 <input type="checkbox"/> その他 ()		

(注11) 宿泊施設で、用途面積が1,000㎡以上のもの又は、客室の総数が50以上のものに限る。

17 浴室及び脱衣室 (注12)

整備基準	図面番号等	内容	適否	※	
浴室及び脱衣室の構造	(1) 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上	cm		
		(イ) 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造			
		(ウ) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。			
		(エ) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。			
	(2) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保				
	(3) 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置		<input type="checkbox"/> 浴槽 <input type="checkbox"/> シャワー <input type="checkbox"/> 手すり		

(4) 車いす使用者が円滑に利用できる浴槽の高さは40cm程度	高さ	cm		
(5) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	<input type="checkbox"/> 仕上 () <input type="checkbox"/> 仕上表による。			
(6) 操作が容易な1以上の水栓器具の設置	<input type="checkbox"/> レバー式 <input type="checkbox"/> その他 ()			

(注12) 福祉保健施設、宿泊施設及び公衆浴場に限る。男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

18 シャワー室及び更衣室 (注13)

整備基準	図面番号等	内容	適否	※	
シャワー室及び更衣室の構造	(1) 出入口の構造	(ア) 幅は、80cm以上	cm		
		(イ) 戸は、自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造			
		(ウ) 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。			
		(エ) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。			
	(2) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保				
	(3) 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	<input type="checkbox"/> 仕上 () <input type="checkbox"/> 仕上表による。			
	(4) シャワー及び手すりの適切な配置	<input type="checkbox"/> シャワー <input type="checkbox"/> 手すり			
(5) 操作が容易な1以上の水栓器具の設置	<input type="checkbox"/> レバー式 <input type="checkbox"/> その他 ()				

(注13) 体育施設に限る。男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

19 授乳及びおむつ交換場所 (注14)

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 円滑に授乳及びおむつの交換ができる場所の設置		<input type="checkbox"/> 授乳場所 <input type="checkbox"/> おむつ交換場所		
(2) 授乳及びおむつの交換ができる場所の出入口又はその付近に、その旨を示す標示				

(注14) 福祉保健施設（母子関係施設に限る。）、文化施設、公共交通機関の施設、官公庁施設、集会施設、物品販売施設、興行施設及び展示施設で、用途面積が2,000㎡以上のものに限る。

20 改札口及びレジ通路

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 幅は、80cm以上		幅	cm	
(2) 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面の確保				

1-3 規則様式

21 公衆電話台

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 床からの高さ (床から70cm程度)		高さ cm		
(2) 台下部の空間 (高さ65cm程度、奥行45cm程度)		高さ cm 奥行 cm		

22 券売機 (注15)

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 車いす使用者に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さは床から45cm~125cm程度		高さ cm		
(2) 点字による表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 台下部の空間の奥行き45cm程度		奥行 cm		

(注15) 公共交通機関の施設に限る。

23 受付カウンター及び記載台

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 床からの高さ (床から70cm程度)		高さ cm		
(2) 台の下部の空間 (高さ60cm~65cm程度、奥行45cm程度)		高さ cm 奥行 cm		

24 案内標示板 (注16)

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 移動等円滑化経路措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所又は駐車施設の配置の表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 移動等円滑化経路措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所、授乳及びおむつ交換場所又は駐車施設の配置の表示を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内で表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注16) 案内所を設ける場合を除く。

25 緊急時の設備 (注17)

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
緊急時の設備の構造	点滅型誘導音装置付誘導灯その他視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した誘導灯の設置	<input type="checkbox"/> 点滅型誘導音装置付 <input type="checkbox"/> その他 ()		

(注17) 用途面積1,000㎡以上の施設に限る。

26 視覚障がい者移動等円滑化経路

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
(1) 道等から24の項に規定する案内設備又は案内所までの視覚障がい者移動等円滑化経路(注18)			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 視覚障がい者移動等円滑化経路	ア 視覚障がい者誘導用ブロック又は音声等による誘導設備の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 点状ブロック等	(ア) 車路に接する部分	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に接する部分		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注18) 利用者の用に供し、又は主として視覚障がい者が利用するものに限る。

1-3 規則様式

様式第2号（その2）（第6条、第8条、第10条、第11条関係）

整備項目表（建築物（小規模施設に限る。））

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
記 入 方 法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所の位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「/」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

1 出入口（注1）

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※
(1) 幅は、80cm以上		cm		
(2) 戸は、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がないこと。		/		
(3) 全面が透明な戸において、危険防止の措置を講じている。		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(4) 自動的に開閉する構造の戸において、危険防止の措置が講じられている。		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注1) 用途面積2,000㎡未満の公共的施設の直接地上へ通ずる出入口がない階に設けられるものを除く。

2 廊下等

整 備 基 準	図面番号等	内 容	適 否	※
(1) 表面は、粗面で滑りにくい材料で仕上げ		/		
(2) 建物出入口から各室出入口に至る経路の廊下等の構造（注2）	ア 幅は、120cm以上	cm		
	イ 末端部分及び50m以内ごとに車いす転回用スペースの確保	/		
	ウ 高低差がある場合は、傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	<input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> 昇降機		
	エ 出入口等に接する部分は水平とする。	/		
(3) 傾斜路及び踊場の構造	ア 幅は、120cm（段を併設する場合は、90cm）以上	cm (併設 cm)		
	イ 勾配は、1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）以下	高さ cm 勾配 1/		
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ cm 踏幅 cm		
	エ 表面は、滑りにくい仕上げ	/		

(注2) エレベーターが設置される場合は、それぞれ1以上の経路にその昇降路を含むこと。また、エレベーターの設置義務のない公共的施設の場合は、直接地上へ通ずる階以外の部分にあるものを除く。

3 エレベーター

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
(1) 利用者の用に供し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積が2,000㎡以上のものへのエレベーターの設置(注3)			基		
(2) エレベーターの構造	ア かごの奥行きは、135cm以上		奥行き cm		
	イ かごの形状は、車いすの転回に支障がない平面形状		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	ウ かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	エ かご内に、到着階及び出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	オ かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上		cm		
	カ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		制御装置の高さ cm		
	キ かご内及び乗降ロビーに、視覚障がい者が円滑に操作できる制御装置の設置		<input type="checkbox"/> 点字表示 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	ク 乗降ロビーは高低差がないものとし幅及び奥行きは、150cm以上		幅 奥行き cm cm		
	ケ 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置(注4)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	コ エレベーターの乗降ロビー又はその付近に、その旨を示す標示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注3) 同等のサービス等の提供を直接地上へ通ずる階で受けることができる場合を除く。

(注4) かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合を除く。

4 便所 (注5)

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
車いす使用者用便所の設置			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(1) 車いす使用者用便所の構造	ア 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 腰掛便座、手すり等の配置				
	ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ				
(2) 出入口の幅は80cm以上			cm		
(3) 出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。					
(4) 便所の出入り口又はその付近に、その旨を示す標示			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注5) 男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

1-3 規則様式

5 駐車場

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
(1) 障がい者等用駐車施設の設置			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(2) 障がい者等用駐車施設の構造	ア 1の項の駐車場出入口からの経路の距離ができるだけ短くなる位置への設置				
	イ 駐車場内の通路は6の項に定める構造。				
	ウ 障がい者等用駐車施設を示す標示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

6 敷地内の通路

整備基準		図面番号等	内容	適否	※
(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げ					
(2) 各建物出入口から道等に至るそれぞれ1以上の敷地内の通路の構造に設けられる傾斜路及び踊場の構造	ア 幅員は、120cm以上		幅員 cm		
	イ 高低差がある場合は、傾斜路及び踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		<input type="checkbox"/> 傾斜路 <input type="checkbox"/> 昇降機		
	ウ 戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。				
(3) 敷地内の通路	ア 幅は、120cm（段を併設する場合は、90cm）以上		幅 (併設) cm		
	イ こう配は、1/12（高さ16cm以下の場合は、1/8）以下		高さ勾配 1/ cm		
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		高さ踏幅 cm		
	エ 表面は、滑りにくい仕上げ				

7 改札口及びレジ通路

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 幅は、80cm以上		幅 cm		
(2) 車いす使用者が円滑に通過するために必要な水平面の確保				

8 案内標示板

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
高さ、文字の大きさ等を障がい者、高齢者等に配慮した案内標示板の設置				

様式第2号(その3)(第6条、第8条、第10条、第11条関係)

整備項目表(道路)

施設の名 称	
施設の所在地	
記入方法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所的位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「レ」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

1 歩道等

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 歩道等の構造		<input type="checkbox"/> 仕上 () <input type="checkbox"/> 仕上表による。		
ア 表面は、平たんで滑りにくい仕上げかつ水はげが良い				
イ 歩道等が車道と明確に分離(縁石、防護柵等)				
ウ 排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスターが落ち込まないもの				
(2) 公共交通機関の施設と視覚障がい者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等の構造		床材の色 <input type="checkbox"/> 黄色 <input type="checkbox"/> 明度差の大きい色		
(3) 横断歩道橋及び地下横断歩道		階段及び傾斜路に手すりの設置		

2 歩道等と車道が接する部分で歩行者が通行する部分

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 歩道等と車道との段差は、2cm		段差 cm		
(2) 歩道等の切り下げに伴うすりつけ部分の勾配は、5%以下		勾配 %		
(3) (1)の段差と(2)のすりつけ部分との間には水平区間の設置				
(4) 切下げ部分には、排水ますが位置しないよう配慮				

3 歩道等を横断する車両出入口

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
歩道等が連続して平坦になるよう配慮				

4 案内標識

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
案内標識の設置(交差点等)(注1)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注1) 障がい者や高齢者が見やすい位置に官公庁施設、福祉施設その他の施設の案内標識を設けること。

1-3 規則様式

様式第2号（その4）（第6条、第8条、第10条、第11条関係）

整備項目表（公園等）

施設の名 称	
施設の所在地	
記入方法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所の位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「 \surd 」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

1 出入口

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げ				
(2) 幅は、120cm以上 (地形等によりやむを得ない場合は90cm以上)		cm		
(3) 出入口からの水平距離が150cm以上の水平面を確保 (地形等によりやむを得ない場合、8%以下のすりつけ勾配)		すりつけ勾配 %		
(4) 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。		<input type="checkbox"/> 段差無 <input type="checkbox"/> 段差有 () cm		
(5) 車止め柵を設ける場合は、柵と柵の間隔は、90cm以上		cm		

2 園路

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※	
(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げ					
(2) 公共的施設の幅員は、120cm以上、 特定公共的施設の幅員は180cm以上（注1）		cm			
(3) 縦断勾配は、6%以下 (地形等によりやむを得ない場合は、8%以下)		勾配 %			
(4) 4%以上の縦断勾配が50m以上続く場合は、 途中に150cm以上の水平部分の設置 (地形等によりやむを得ない場合を除く)		勾配延長 水平部分 m cm			
(5) 縁石切下げ 部分の構造		ア 幅員は、120cm以上	幅員 cm		
		イ すりつけ勾配は、8%以下 (地形等によりやむを得ない場合を除く)	勾配 %		
	ウ 車いす使用者の通過に支障 となる段を設けない。				
(6) 排水溝のふたは、つえ及び車いすのキャスター が落ち込まないもの					

(7) 階段の構造	ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ	<input type="checkbox"/> 仕上 () <input type="checkbox"/> 仕上表による。		
	イ 幅は、120cm以上	cm		
	ウ 手すりの設置			
	エ 高低差250cm以内ごとに踏幅120cm以上の踊場の設置 (地形等によりやむを得ない場合を除く)	高低差 踏幅	cm cm	
(8) 階段に併設する傾斜路及び踊場の構造	ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ			
	イ 幅は、120cm以上 (階段または段に併設の場合90cm以上)	cm		
	ウ 縦断勾配は、8%以下	勾配	%	
	エ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ 踏幅	cm cm	

(注1) 特定公共的施設においては、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、道路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120cm以上とすることができる。

3 転落防止等

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
障がい者、高齢者等の転落を防止する設備の設置		<input type="checkbox"/> 柵 <input type="checkbox"/> 視覚障がい者誘導用ブロック <input type="checkbox"/> その他		

4 便所

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
車いす使用者用便所の設置 (注2)				
(1) 車いす使用者用便所の構造	ア 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 腰掛便座、手すり等の配置			
	ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ			
(2) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器 (受け口の高さ35cm以上) その他これらに類する小便器の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 出入口の幅は80cm以上		cm		
(4) 出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。				
(5) 便所の出入口又はその付近に、その旨を示す標示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

1-3 規則様式

(注2) 男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

5 駐車場

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置(注3)		ヶ所		
(2) 車いす使用者用駐車施設の構造		ア 1の項の駐車場出入口からの経路の距離ができるだけ短くなる位置への設置		
		イ 幅は、350cm以上	幅	cm
		ウ 車いす使用者用駐車施設の付近に、その旨を示す標示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注3) 駐車場の全駐車台数が200以下の場合においては当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合においては当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。

6 案内表示等

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
案内表示等の構造		ア 障がい者等に配慮した案内表示	<input type="checkbox"/> 案内板 <input type="checkbox"/> その他()	
		イ 必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設		

7 付帯設備

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
付帯設備の構造		障がい者等に配慮したベンチ、野外テーブル、水飲み場、手洗場等の設置	<input type="checkbox"/> ベンチ <input type="checkbox"/> 野外テーブル <input type="checkbox"/> 水飲み場 <input type="checkbox"/> 手洗場 <input type="checkbox"/> その他()	

様式第2号(その5)(第6条、第8条、第10条、第11条関係)
整備項目表(建築物以外の路外駐車場)

施設の名 称	
施設の所在地	
記入方法	1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所の位置を示す記号等を記入してください。 2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「 △ 」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。 3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」 4 ※印の欄には、記入しないでください。

1 路外駐車場車いす使用者用駐車施設

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設の設置		ヶ所		
(2) 車いす使用者用駐車施設の構造	ア	2の項の出入口からの経路の距離ができるだけ短くなる位置への設置		
	イ	幅は、350cm以上	幅 cm	
	ウ	車いす使用者用駐車施設の付近にその旨を示す標示	<input type="checkbox"/> 案内板 <input type="checkbox"/> 舗装面に表示 <input type="checkbox"/> その他()	

2 路外駐車場移動等円滑化経路

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※	
(1) 路外駐車場移動等円滑化経路の設置					
(2) 経路の構造	ア	段を設けない			
	イ	出入口の幅は、80cm以上	cm		
	ウ 通路の構造	(ア)	幅は120cm以上	cm	
		(イ)	50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所の設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	エ 傾斜路の構造	(ア)	幅員は、120cm(段を併設する場合は、90cm)以上	幅員(併設) cm cm	
		(イ)	勾配は、1/12(高さ16cm以下の場合、1/8)以下	高さ勾配 1/ cm	
(ウ)		高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ踏幅 cm cm		
(エ)	勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜部分への手すりの設置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

1-3 規則様式

様式第3号（第8条関係）

公共的施設変更事前協議書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条の規定により、次のとおり公共的施設の新築等の事前協議内容の変更について協議します。

1	施設の種類				
2	施設の所在地				
3	施設の種類	建築物 ・ 道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場			
4	新築等事前協議	受付番号	第	号	受付日 年 月 日
5	変更の内容	変 更 前		変 更 後	
6	連絡先	所在地、事務所等の 名称及び担当者名			
		電話番号	() —	FAX番号	() —
※	受付欄			※	処理欄

- 備考1 「3 施設の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「4 新築等の届出」の欄の「受付番号」及び「受付日」は、人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条に規定する事前協議（別記様式第1号）の受付番号及び受付日を記入してください。
- 3 「6 連絡先」の欄には、この公共的施設変更事前協議書に関する問合せ先（設計事務所等）を記入してください。
- 4 ※印の欄には、記入しないでください。
- 5 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第6条第2項に規定する書類のうち変更に係るものを添付してください。

様式第4号（第9条関係）

公共的施設工事完了届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住 所

氏 名 ㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

公共的施設の新築等の工事が完了したので、人にやさしい福祉のまちづくり条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

1	施設の種類	建築物 ・ 道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場							
2	施設の所在地								
3	工事の種類	新築 ・ 新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更							
4	事前協議	受付番号	第	号	受付日	年	月	日	
5	変更事前協議	受付番号	第	号	受付日	年	月	日	
6	工事着手日	年 月 日							
7	工事完了日	年 月 日							
8	連絡先	所在地、事務所等の 名称及び担当者名							
		電話番号	()	—	FAX番号	()	—		
9	軽微な変更の 概要								
※	受付欄				※	処理欄			

- 備考1 「3 施設の種類」の欄及び「4 工事の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「5 事前協議」の欄の「受付番号」及び「受付日」は、人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条に規定する事前協議（別記様式第1号）の受付番号及び受付日を記入してください。
 3 「6 変更事前協議」の欄は、人にやさしい福祉のまちづくり条例第17条に規定する変更事前協議（別記様式第3号）を行った場合のみ、その受付番号及び受付日を記入してください。
 4 「9 連絡先」の欄には、この公共的施設工事完了届出書に関する問合せ先（設計事務所等）を記入してください。
 6 ※印の欄には、記入しないでください。

1-3 規則様式

様式第5号（その1）（第10条関係）

適合証交付請求書（建築物）

年 月 日

宮崎県知事 殿

請求者 住 所
氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第20条第2項の規定により、次のとおり適合証の交付を請求します。

1	施設の名称		
2	施設の所在地		
3	主要な用途		
4	構造・階数 造（一部 造） ・ 地上 階 ・ 地下 階		
5	公共的施設	用途（ ）	m ²
		用途（ ）	m ²
		用途（ ）	m ²
		用途（ ）	m ²
	公共的施設以外の用途（ ）		m ²
延べ床面積〔共同住宅にあつては、延べ床面積の〕 〔ほか、戸数を（ ）に記入すること〕		m ² (戸)	
6	工事完了年月日 年 月 日		
7	連絡先 所在地、事務所等の 名称及び担当者名		
	電話番号	() —	FAX番号 () —
※ 受付欄			※ 処理欄

備考1 「7 連絡先」の欄には、この適合証交付請求書に関する問合せ先（設計事務所等）を記入してください。

2 ※印の欄には、記入しないでください。

3 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第10条第3項に規定する書類を添付してください。

様式第5号（その2）（第10条関係）

適合証交付請求書（建築物以外）

年 月 日

宮崎県知事 殿

請求者 住 所

氏 名 ㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第20条第2項の規定により、次のとおり適合証の交付を請求します。

1	施設の種類	道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場				
2	施設の名称					
3	施設の所在地					
4	規模					
5	工事完了日	年 月 日				
6	連絡先	所在地、事務所等の 名称及び担当者名				
		電話番号	() —	FAX番号	() —	
※ 受 付 欄				※ 処 理 欄		

- 備考1 「3 施設の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「4 規模」の欄には、道路にあつては延長距離を、公園等にあつては敷地面積を、路外駐車場にあつては駐車のために供する部分の面積を記入してください。
- 3 「6 連絡先」の欄には、この適合証交付請求書に関する問合せ先（設計事務所等）を記入してください。
- 4 ※印の欄には、記入しないでください。
- 5 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第10条第3項に規定する書類を添付してください。

1-3 規則様式

様式第6号（その1）（第11条関係）

公共的施設適合状況報告書（建築物）

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者 住 所
氏 名 ㊟

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第21条の規定により、次のとおり公共的施設の整備基準への適合状況について報告します。

1	施設 の 名 称				
2	施設 の 所 在 地				
3	主 要 な 用 途				
4	構 造 ・ 階 数	造（一部 造） ・ 地上 階 ・ 地下 階			
5	規 模 等 訳	公 共 的 施 設		面 積	
		内	用途（ ）	㎡	
			用途（ ）	㎡	
			用途（ ）	㎡	
			用途（ ）	㎡	
		公共的施設以外の用途（ ）		㎡	
延 べ 床 面 積		〔共同住宅にあっては、延べ床面積の ほか、戸数を（ ）に記入すること〕		㎡ (戸)	
6	工 事 完 了 年 月	年 月			
7	連 絡 先	所在地、事務所等の 名称及び担当者名			
		電話番号	() —	FAX番号	() —
※	受 付 欄			※	処 理 欄

- 備考 1 報告の対象となる建築物が2棟以上ある場合は、各棟ごとに作成してください。
 2 「7 連絡先」の欄には、この公共的施設適合状況報告書に関する問合せ先を記入してください。
 3 ※印の欄には、記入しないでください。
 4 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第11条第2項に規定する書類を添付してください。

様式第6号（その2）（第11条関係）

公共的施設適合状況報告書（建築物以外）

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者 住 所

氏 名 ㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号（ ） —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第21条の規定により、次のとおり公共的施設の整備基準への適合状況について報告します。

1	施設の種類	道路 ・ 公園等 ・ 路外駐車場				
2	施設の所在地					
3	施設の名称					
4	施設の規模					
5	工事完了年月	年 月				
6	連絡先	所在地、事務所等の 名称及び担当者名				
		電話番号	() —	FAX番号	() —	
※ 受付 欄				※ 処理 欄		

- 備考1 「3 施設の種類」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「4 規模」の欄には、道路にあつては延長距離を、公園等にあつては敷地面積を、路外駐車場にあつては駐車のために供する部分の面積を記入してください。
 3 「6 連絡先」の欄には、この公共的施設適合状況報告書に関する問合せ先を記入してください。
 4 ※印の欄には、記入しないでください。
 5 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則第11条第2項に規定する書類を添付してください。

1-3 規則様式

様式第7号（第12条関係）

（表）

第	号
立 入 調 査 証	
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、人にやさしい福祉のまちづくり条例第22条第1項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。	
年 月 日	
宮崎県知事	
[印]	

8.5センチメートル

6センチメートル

（裏）

人にやさしい福祉のまちづくり条例（抜粋）

（立入調査）

第22条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に公共的施設又は公共的施設の工事現場に立ち入り、当該公共的施設の整備基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

様式第8号(その1)(第13条関係)

公共的施設新築等通知書(建築物)

年 月 日

宮崎県知事 殿

通知者 所在地

名 称

代表者氏名

⑩

電話番号 () —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第29条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1	施設の名称						
2	施設の所在地						
3	主要な用途						
4	工事の種別	新築・増築・改築・用途の変更					
5	構造・階数	造(一部 造)・地上 階・地下 階					
6	規模等 訳	公共的施設		新築等部分	既存部分	合計	
		内	用途()	m ²	m ²	m ²	
			用途()	m ²	m ²	m ²	
			用途()	m ²	m ²	m ²	
			用途()	m ²	m ²	m ²	
		公共的施設以外の用途 ()		m ²	m ²	m ²	
延べ床面積 (共同住宅にあっては、延べ床面積のほか、戸数を()に記入すること)		m ² (戸)	m ² (戸)	m ² (戸)			
7	工事着手予定日	年 月 日					
8	工事完了予定日	年 月 日					
9	連絡先	所在地、事務所等の名称及び担当者名					
		電話番号	() —	FAX番号	() —		
※	受付欄			※	処理欄		

- 備考 1 公共的施設ごとに作成してください。
 2 「4 工事の種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 3 ※印の欄には、記入しないでください。
 4 必要な図書を添付してください。

1-3 規則様式

様式第8号（その2）（第13条関係）

公共的施設新築等通知書（建築物以外）

年 月 日

宮崎県知事 殿

通知者 所在地
 名 称
 代表者氏名 ④
 電話番号 () —

人にやさしい福祉のまちづくり条例第29条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1	施設の名称			
2	施設の所在地			
3	施設の種類	道路・公園等・路外駐車場		
4	工事の種類別	新築・増築・改築		
5	規模			
6	工事着手予定日	年 月 日		
7	工事完了予定日	年 月 日		
8	連絡先	所在地、事務所等の名称及び担当者名		
		電話番号	() —	FAX番号 () —
※受付欄			※処理欄	

- 備考1 公共的施設ごとに作成してください。
 2 「3 施設の種類」及び「4 工事の種類別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 3 ※印の欄には、記入しないでください。
 4 必要な図書を添付してください。

